

令 5 経営金融第 1 6 1 9 号
令和 6 年(2024 年) 3 月 4 日

山口県経営者協会会長 山本 謙 様

山口県産業労働部長

下請取引の適正化等について

本県の下請取引の適正化の推進につきましては、平素から多大な御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、発注側企業と受注側企業との取引適正化については、これまでも、国及び県において、その取組を進めてきたところです。

こうした中、国では、成長と分配の好循環による持続可能な経済を目指す新しい資本主義を実現するため、民間企業における賃上げに取り組んでおり、その中で、中小企業の賃上げを実現するためには、下請中小企業が付加価値を確保できるよう、コストの適切な価格転嫁が必要不可欠としています。特に昨今、原材料価格やエネルギー価格、労務費等が大きく上昇しており、下請中小企業へのしわ寄せを解消し、これらコスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するためにも、価格転嫁の実現は喫緊の課題です。

このため、経済産業省では、発注側企業と受注側企業との価格交渉と価格転嫁を促進するため、中小企業から価格交渉が頻繁に行われる、9月及び3月の年2回を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉の浸透・定着を図ることとしています。

本年3月においても、「価格交渉促進月間」が実施されますので、貴団体におかれましても、経済産業省がホームページにおいて発信している下記の点について、各会員企業に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1 日本経済の状況と価格交渉・価格転嫁の必要性

日本経済は、過去30年にわたってデフレが続いておりましたが、昨年は30年ぶりに高い水準の賃上げが実現し、今年2月には株価史上最高値を更新するなど、潮目が変わってきています。今年も引き続き、高い水準の賃上げを実現し、デフレから完全に脱却できるかどうか、まさに正念場を迎えています。

高い賃上げ率を実現するためには、その原資の確保に向けた価格転嫁を進めることが極めて重要です。一方で、中小企業庁の調査では、中小企業の価格転嫁率は45.7%（2023年9月時点）であり、引き続き転嫁率を上昇させていくことが必要になります。

その中で、発注企業と受注企業の間で、しっかりと価格交渉を行うことが、高い価格転嫁率の実現のカギとなります。特に3月は、春闘が山場を迎え、価格交渉が本格化する、極めて大事な時期となります。皆様におかれては、サプライチェーン全体での価格交渉・価格転嫁の促進に向けて、ぜひ、下記の事項にご協力をお願いします。

2 発注企業・受注企業の皆様へのお願い

(1) 発注企業の皆様

1. 下請中小企業法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申出には遅滞なく応じ、または皆様の方から価格交渉の申入れを行っていただく等、価格交渉・価格転嫁を積極的に行い、サプライチェーン全体の競争力向上や、共存共栄の関係の構築に向けてのご対応をお願いします。
2. 「労務費に関する指針（詳細は3.(2)を参照のこと）」に基づいて、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促してください。
3. サプライチェーン全体の価値の向上、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加についてご検討ください。既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透をお願いします。

(2) 受注企業の皆様

1. 発注企業に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、中小企業庁等が作成するコンテンツや、「下請かけこみ寺」、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を、ぜひご活用ください（詳細は3.

- (3)を参照のこと)。
2. 「労務費に関する指針」を、価格交渉の材料として活用してください。
 3. 4月以降、受注者側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・価格転嫁の状況に関するアンケート調査、及び、下請Gメンによる重点的なヒアリングを実施する予定です(詳細は3.(1)を参照のこと)。こちらの結果は、その後の価格転嫁対策に向けた重要な情報源となりますので、対象となった方におかれては、積極的、かつ、正確に回答いただくようお願いいたします。

3 価格交渉・価格転嫁の促進に向けた政府の取組

(1) 「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の実施

- ・各「価格交渉促進月間」終了後に、30万社の中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁の状況に関するアンケート調査を実施しています。
- ・上記調査に係る結果をもとに、発注企業ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を記載したリストを公表しています。
- ・併せて、取組状況が芳しくない企業トップに対する、下請中小企業振興法に基づく、所管大臣名による指導・助言を実施しています。

(価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果URL :

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>)

(2) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定、周知・徹底

- ・労務費を含む価格転嫁を強力に促すため、昨年11月、内閣官房・公正取引委員会において、発注企業・受注企業それぞれがとるべき行動指針を定めた、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。

(労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針URL :

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)

- ・また、上記「指針」について、約900の経済産業省関連団体に周知したほか、発注企業・受注企業双方に対して、全国8つの地方ブロックでの説明会や、業界団体の会員企業向け説明などを行い、「指針」の周知・徹底に努めています。

(3) 受注企業の価格交渉を後押しするコンテンツの作成・相談窓口の設置

- ・価格交渉のポイントをまとめたコンテンツや、コスト上昇状況等のエビデンスとなるデータベースといった、受注企業にとって、価格交渉の材料となる資料を整理するとともに、価格交渉に応じてもらえない等の、取引上のお悩みを相談できる「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」を整備しています。

(価格交渉・転嫁の支援ツールURL：

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html)

(適正取引支援サイトURL：

<https://tekitorisupport.go.jp/topics/gekkan/>)

(「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL：

<https://www.biz-partnership.jp/>)

経営金融課経営支援班（担当：渡邊）

電話：083-933-3180

FAX：083-933-3209